

## 「市内業者」入札参加資格 申請の随時受付



☎ 管財契約課 ☎73-6626

市が発注する工事や物品などの競争入札、随意契約への参加を希望する市内事業者(本社)で、平成29年度入札参加資格申請書を提出されていない人は、申請してください。

### ■ 受け付ける業種 (全業種)

- ・ 建設工事
- ・ 建設コンサルタント等業務
- ・ 物品調達・その他業務

### ■ 受付期間

**5月1日(月)～12月28日(木) (期限必着)**  
※土・日・祝日を除く

### ■ 入札参加資格の有効期間

- ・ 「建設工事」、「建設コンサルタント等業務」  
申請審査完了日～平成30年3月31日まで
- ・ 「物品調達」、「その他業務」  
申請審査完了日～平成30年3月31日まで

### ■ 申請先

管財契約課 ☎73-6626  
〒859-2211 西有家町里坊96番地2

### ■ 申請方法

- ①申請者から本市へ電子申請を行うための利用申請
  - ②本市から申請者へ電子申請のためのIDなどを送信
  - ③市ホームページの電子申請フォームで必要事項を入力し申請確認
  - ④フォームから打ち出して印刷
  - ⑤チェックリスト、申請書および添付書類をA4ファイルにとじ、管財契約課へ提出
- ※電子申請入力後、書面出力したものおよび添付書類を、A4紙ファイルでとじて提出してください。

原則として電子申請を行っていただくこととなりますが、都合により電子申請ができない人は、管財契約課までご連絡ください。  
※詳しくは市ホームページおよび管財契約課窓口でご案内します。

## 「地域物産開発販売支援事業」 地域資源を利用した商品開発・改良を支援します

☎ 商工観光課 ☎73-6632

市内で収穫・加工される南島原市地域資源(一覧参照)を利用した新商品の開発や商品の改良を支援します。取り組みを検討している人は、お気軽にご相談ください。



### ■ 対象

市内に住所のある個人、地域団体または中小企業者

### ■ 補助率および補助限度額

- ・ 対象経費の2分の1以内
- ・ 限度額50万円(商品改良は25万円)

### ■ 地域資源一覧

たい、いか、あまだい、あじ、いさき、あわび、さば、あこ(とびうお)、ひらめ、ぶり、いわし、ふぐ、かさご(あらかぶ)、サメ(フカ)、昆布、わかめ、たこ、きく、カーネーション、だいこん、にんじん、はくさい、たまねぎ、トマト、きゅうり、レタス、大豆、いちご、すいか、メロン、アスパラガス、ブロッコリー、にがうり、ばれいしょ、みかん、中晩柑、びわ、なし、もも、米、そば、牛(肉、乳)、豚(肉)、鶏(肉、卵)、イノシシ(肉)、鹿、しいたけ、銀杏の実、島原手延そうめん、長崎の清酒、長崎の焼酎、水産練り製品、カステラ、ちゃんぽん麺、皿うどん麺、ろくべえ(六兵衛)、貝雑煮、雲仙山系の湧水、檜材、醤油、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産、島原半島世界ジオパーク ほか

## 家屋全棟調査に ご協力ください

☎ 税務課 ☎73-6642

家屋全棟調査とは、新築・増築で、固定資産税の課税対象となっていない家屋(居宅や倉庫など)や取り壊しの届出がないまま固定資産税が課税されている家屋がないかなどを調査するものです。公正で適正な課税を目的として、次のとおり実施します。ご協力をお願いします。

- 調査開始時期  
5月～(予定)
- 調査実施地区  
本年度の実施地区(一部地域)には、チラシを配付します。
- 調査方法  
調査は、市が委託した業者の調査員(2人1組)が行います。家屋課税台帳および図面に基づき実際の家屋と照合しながら外観調査を行います。  
なお、公道上から調査ができる家屋は、公道上で行いますが、敷地に入らなければ確認できない場合は、所有者や関係者に了解を得た後に調査を行い、建物についてお尋ねします。

## ～ガンバレ未来の農業後継者～ 農業後継者育成事業

☎ 農林課 ☎73-6661



市では、将来の農業後継者を農業高等学校、農業大学などで修学させている農業者などに対して支援します。

- ☎ 修学期間中、月額5,000円を補助
- 支援の要件  
修学終了後3年以内に就農すること
- ☎ 5月31日(水)
- ☎ 農林課に備えてある申請書を提出してください。(印鑑、在学証明書をご持参ください)

## 島原手延そうめん認証制度を 活用しませんか

☎ 商工観光課 ☎73-6632



市では、全国有数の生産量を誇る「島原手延そうめん」の信用・信頼を高めるため、島原半島内で製造される優良の「島原手延そうめん」について統一認証制度を制定しています。

制度の利用を希望する人は下記により申し込んでください。

- 認証の流れ《新規の場合》

  1. 認定申請書の提出(申請書、商品見本、原料届出、製造工場届出書など)
  2. 事前審査(委託先の「長崎県島原手延そうめん振興会」の検査員が工場・加工場検査)
  3. 認定審査(「島原手延そうめん認証委員会」で書類審査と食味審査)
  4. 認証の決定(上記委員会で認証の決定を行い、認定証を交付。認定期間は3年間)

☎ 10月31日(火)  
※申請書など、詳細はお問い合わせください。

## 市民清掃・空きかん回収 キャンペーンにご協力ください

☎ 環境課 ☎73-6644

6月は環境月間として全国的にさまざまな環境美化運動が展開されます。

本市でも空きかんの回収を中心とした清掃活動を、下記のとおり実施します。皆様のご協力をお願いします。

☎ 6月4日(日) (雨天時:6月11日(日))

- ☎ 市内全域
- ☎ 空きかん拾いおよび清掃作業

【注意事項】危険な場所での作業は自粛するなど、十分な安全対策をお願いします。